

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可等に関する規則（案）の概要

令和3年12月

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 趣旨

令和3年5月28日に公布された住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の一部が、関係政省令と併せて令和4年2月20日に施行されます。

これに伴い長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下、「法」という。）第18条第1項において、長期優良住宅の認定を受けた共同住宅の計画のうち、一定の要件を満たすものについて、建築基準法の特定行政庁[※]が許可した範囲内で、容積率の制限緩和を認める許可制度が創設されます。

この許可の申請書に添付する図書又は書面について、法改正に伴い改正された長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）により、特定行政庁が規則で定めるとされたことから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可等に関する規則（以下「細則」という。）を制定し、許可に関して必要な事項を定めます。

※ 建築基準法の規定に基づき、建築物の着工前の建築確認等を行う建築主事を置く県又は市

2 細則の主な内容

（1）許可申請書に添付する図書又は書面

法改正により創設された、法第18条第1項の規定による許可の申請書に添付する特定行政庁が規則で定める図書又は書面について、省令第18条第1項の規定により、次のとおり定めます。

- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図
- ・ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請の名義の変更等に係る所要の手続き

上記の許可に係る手続きを以下のとおり定めます。

・ 名義の変更

法第18条第1項の規定による許可を受けた住宅の建築が完了する前に、当該許可を受けた事業者等の名義に変更があった場合に、知事に届け出るものとします。

・ 設計の変更

法第18条第1項の許可を受けた住宅の計画を変更しようとする場合に、変更の承認を受けるため、知事に申請するものとします。

・ 申請の取下げ

知事が法第18条第1項の許可をする前に、当該許可の申請を取り下げようとする場合に、知事に届け出るものとします。

・ 建築の取りやめ

法第18条第1項の許可を受けた住宅の建築を取りやめた場合に、知事に届け出るものとします。

3 施行予定期日

令和4年2月20日から施行します。